支援強化

「年収の壁」対策助成金（キャリアアップ助成金新コース）オンライン説明会

人手不足への対応が急務となる中で、パート等の短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができるよう賃上げ等の環境づくりを行う事業主を支援する施策として、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました。新コースの概要について、オンラインでわかりやすくご案内しますので、ぜひご参加ください。

開催日時（各回とも同内容で開催）			定員（先着順）
第１回	１２月１９日（火）	14：00 ～ 15：00	200 名
第２回	１２月２０日（水）		200 名
第３回	１２月２１日（木）		200 名

例えば、以下のようなケースで活用できる助成金コースについてご案内します。

- パート従業員が、社会保険加入による手取り収入の減少を懸念して、シフトに入る時間を制限する事態（＝就業調整）が起きていて、人手不足が深刻化している。
- 最低賃金の引上げや社会保険の適用拡大により、今後就業調整を行うパート従業員が増えることが予想される。

★ 新しい助成金コースは、基本的には「現時点で従業員数が１０１人以上の事業所」又は「令和６年１０月時点で従業員数が５１人以上の事業所」が対象となります（従業員数が５０人以下の事業所でも対象になる可能性はありますが、適用例は限定されます）。

★ 新しい助成金コースは、「１０６万円の壁」への対応策です。「１３０万円の壁」や「配偶者手当」への対応策については説明対象外となりますので、ご注意ください。

説明会には事前のお申し込みが必要です。詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先
滋賀労働局職業安定部職業対策課　　植西・南・奥
TEL　077-526-8686
〒520-0806　滋賀県大津市打出浜 14-15　滋賀労働総合庁舎５階

厚生労働省 滋賀労働局

説明会への参加申し込み方法等

★以下の URL 又は右の QR コードから滋賀労働局 HP のお申し込みページへアクセスし、Zoom の申込みフォームから参加登録してください。

（滋賀労働局 HP ： トップページ＞滋賀労働局主催オンラインセミナー

＞「年収の壁」対策助成金（キャリアアップ助成金新コース）オンライン説明会のご案内

申し込み URL　https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html

ご参加にあたってのお願い

●資料について　上記 滋賀労働局ＨＰの申込みページに掲載しますので、あらかじめダウンロードの上、お手元にご準備ください。（12 月 13 日（水）掲載予定）

（説明会はＺｏｏｍによる配信となります。画面上では見づらいことがありますので、事前に資料を印刷していただくようお願いします。）

●研修会の録音や録画は一切禁止します。

●「オンラインによるセミナー利用規約」（上記申込みページに掲載）への同意が必要です。

●登録完了後、ご登録いただいたメールアドレスあてに、通常 30 分以内に Zoom から登録完了メールが送付されます（説明会参加に必要となる「URL」等をご案内します）。★届かない場合は、お手数ですが当課あて（TEL：077-526-8686）にご連絡ください。

●説明会当日は、登録完了メールから直接入室して参加してください。
（説明会当日は開始時刻３０分前より参加可能です。10 分前を目途に入室参加してください）

●スマートフォン又はタブレットから Zoom を使用する場合は、アプリをインストールし、説明会当日はアプリから参加してください。パソコンでは Web ブラウザから視聴することも可能です。（パソコンからの視聴を推奨します）。

●ネット環境は利用者様ご自身で準備いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様のご負担となります。

●研修会終了後、アンケートが表示されますので、ご協力をお願いします。

☑Zoom のインストールはこちら

Android 端末をお使いの方	iPhone/iPad をお使いの方

※実際に助成金を受給するには様々な条件があります。申請の際は事前に労働局へご相談ください。